

令和7年 第5回定例教育委員会

令和7年5月26日(月)
午後5時00分から
宮代町役場204会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和6年度 教育委員会事務の執行状況 別冊

(2) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について P 1

イ 6月の事業予定について P 3

(3) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について P 4

5 審議案件

議案第10号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱について P 5

議案第11号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について P 9

議案第12号 宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱について P 12

議案第13号 宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱について P 15

議案第14号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について P 18

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

(2)学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

| 日付 | 小学校 | 中学校 |
|--------|--|--|
| 1日(日) | | |
| 2日(月) | 校内競書会(須、百、笠) 相互参観WEEK(～13日)(須) 小中連携授業参観ウイーク① (前中→百小)(百) 小中相互授業参観期間(中→小)(～6日)(東、笠) プール開き(東) 校内硬筆展(～7日)(東) 5年自然教室前健診(笠) | 相互参観WEEK(～13日)(須) 小中相互授業参観期間(百中→東小、笠小)(百) QU調査(百) 小中連携授業参観ウイーク① (前中→百小)(前) 生徒会集会(壮行会)(前) 体育祭予備日(前) |
| 3日(火) | 校内硬筆展(～7日)(須) 5年水泳学習(須) 校内競書会(百) | 運動会予備日(須) 生徒会朝会(壮行会)(百) |
| 4日(水) | ライオン歯みがき大会(須、笠) 6年水泳学習(須) 交通安全教室(百) 5年田植え(東) | 百小あいさつ運動(前) |
| 5日(木) | 全校遠足予備日(須) 5年田植え予備日(東) 不審者対応避難訓練(笠) 校内硬筆展(～6日)(笠) | |
| 6日(金) | 校内研究授業・5時間授業(須) 全校遠足予備日(百) プール開き(笠) 5年田植え(笠) | 通信陸上大会(中)(～7日) |
| 7日(土) | 学校公開(東) 5年林間学校説明会(東) 引き渡し訓練(東) 第1回学校運営協議会(東) | |
| 8日(日) | | |
| 9日(月) | 支援担当訪問(百) 土曜参観振替休業日(東) | |
| 10日(火) | 林間学校事前説明会(須) 6年水泳学習(須) 田んぼの学校(田植え)(百) 校内硬筆展公開(～13日)(百) 全校遠足予備日(笠) | 第1回東部地区学力テスト(中) |
| 11日(水) | 5年水泳学習(須) 6年社会科見学(笠) | 学校総合体育大会4地区大会(～13日)(中) |
| 12日(木) | 個別懇談(～19日)(東) 不審者対応避難訓練(須) | |

| | | |
|--------|---|---|
| 13日(金) | 6年陸上記録会(須) 6年社会科見学(百) | 警察講話(前) |
| 14日(土) | | 部活停止期間(～19日)(百) |
| 15日(日) | | |
| 16日(月) | 小中連携授業参観ウイーク② (百小→前中)(～20日)(百) 小中相互授業参観期間(小→中)(～24日)(東、笠) | 修学旅行(～18日)(須) 小中相互授業参観期間(～24日) (小→中)(百) 小中連携授業参観ウイーク② (小→中)(～20日)(前) ふれあいデー(前) |
| 17日(火) | 第1回学校応援団連絡会(須) 5年水泳学習(須) 第1回学校運営協議会(百) | 支援担当訪問(百) 生徒総会(前) |
| 18日(水) | 6年水泳学習(須) 5年自然教室(～20日)(笠) | PTA挨拶運動(百) |
| 19日(木) | 緊急地震速報訓練(須) | 期末テスト1日目(百) ふれあいデー(百) |
| 20日(金) | ふれあいデー(須・百・東) 5年林間学校説明会(百) 5年林間学校事前健診(東) 4年社会科見学(東) | ふれあいデー(須) 期末テスト2日目(百) |
| 21日(土) | | |
| 22日(日) | | |
| 23日(月) | 学力向上強化週間(東) 6年社会科見学(東) 定時退勤推奨ウイーク(～29日)(笠) | 学校運営協議会(須) |
| 24日(火) | 1年水泳学習(須) 4年社会科見学(百) 6年弁護士による出前授業(百) PTA運営委員会(笠) | 学校運営協議会(百) |
| 25日(水) | 民生委員・児童委員連絡協議会(須) 2年水泳学習(須) | 定時退勤ウイーク(～7/1)(前) |
| 26日(木) | 林間学校事前健康診断(須) 6年租税教室(笠) | 学校総合体育大会4地区(中) |
| 27日(金) | 学習参観・懇談会(全学年)(須) 非行防止教室(須) 授業参観(笠) | 学校総合体育大会4地区予備日 (中) 部活停止期間(～7/1)(前) |
| 28日(土) | | 学校総合体育大会4地区予備日 (中) |
| 29日(日) | | |
| 30日(月) | 個人面談(百) 5年林間事前健診(百) | 部活停止期間(～7/2)(須) 期末テスト(～7/1)(前) |

イ 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

| 日 付 | 内 容 | 場 所 |
|--------|-----------------|----------|
| 5日（木） | 第1回就学支援委員会 | 役場202会議室 |
| 10日（火） | 第1回いじめ不登校対策連絡会議 | 進修館大ホール |
| 12日（木） | 小中一貫教育推進委員会 | 役場202会議室 |
| 17日（火） | I C T研修会 | オンライン |
| 19日（木） | 英語活動・英語教育推進委員会 | 役場204会議室 |
| 20日（金） | 第1回子ども環境会議 | 役場202会議室 |
| 24日（火） | 体力向上推進委員会 | 役場202会議室 |

(3) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

| 日 時 | 内 容 | 場 所 |
|-----------------------|---|-----------------|
| 15日（日） 10:00～12:00 | <p>町指定文化財 旧進修館 特別公開</p> <p>■百間小学校の校舎として明治44年に建設された旧進修館は、現在、郷土資料館の屋外展示物として保存されています。また、大型民具の保管庫としても活用されており、貴重な資料とともに明治時代の教室の雰囲気を公開します。</p> <p>●申込不要（混雑状況により入場制限あり）</p> | 西原自然の森 旧進修館 |
| 21日（土） 14:00～16:00 | <p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。</p> <p>●内容：さいかつぼーる、ミニテニス</p> <p>●対象：小学校4年生以上（町内在住・在勤・在学） 20人</p> <p>●参加費：100円</p> | ぐるる宮代 サブアリーナ |
| 28日（土） 13:00～15:00 | <p>あそびと運動</p> <p>■子供たちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味の持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベントを実施します。</p> <p>●内容：アーチェリー</p> <p>●対象：小学校5・6年生 20人</p> <p>●参加費：100円</p> <p>●協力：宮代町アーチェリー連盟</p> | 山崎アーチェリー場 |

議案第10号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱することについて議決を求める。

令和7年5月26日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱したいので、宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員名簿

任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

| | 氏名 | 区分 |
|----|--------|--|
| 1 | 金野 泰久 | (1) 学校管理職 (須賀小学校校長) |
| 2 | 竹内 知子 | (1) 学校管理職 (百間小学校校長) |
| 3 | 高野 桂子 | (1) 学校管理職 (東小学校校長) |
| 4 | 山口 隆夫 | (1) 学校管理職 (笠原小学校校長) |
| 5 | 谷 義明 | (1) 学校管理職 (須賀中学校校長) |
| 6 | 栗原 利夫 | (1) 学校管理職 (百間中学校校長) |
| 7 | 石崎 徳幸 | (1) 学校管理職 (前原中学校校長) |
| 8 | 小内 慶太 | (2) 学校職員 (須賀小学校教諭) |
| 9 | 西野 隼太 | (2) 学校職員 (百間小学校教諭) |
| 10 | 阿部 翔吏 | (2) 学校職員 (東小学校教諭) |
| 11 | 郷田 智裕 | (2) 学校職員 (笠原小学校教諭) |
| 12 | 古関 孝史 | (2) 学校職員 (須賀中学校教諭) |
| 13 | 杉田 和樹 | (2) 学校職員 (百間中学校教諭) |
| 14 | 榊原 裕也 | (2) 学校職員 (前原中学校教諭) |
| 15 | 森 舞 | (3) 学校配置相談員 (須賀中さわやか相談員) |
| 16 | 増田 雅行 | (3) 学校配置相談員 (百間中さわやか相談員) |
| 17 | 中嶋 知子 | (3) 学校配置相談員 (前原中さわやか相談員) |
| 18 | 瀬田 浩 | (4) 宮代町教育支援センター職員 (センター長) |
| 19 | 持田 欣彬 | (5) 警察関係者 (杉戸警察署生活安全課生活安全総務係長) |
| 20 | 野口 昌宏 | (6) 児童福祉関係者 (宮代町民生委員・児童委員協議会主任児童委員) |
| 21 | 鶴見 祥子 | (7) 人権擁護委員 |
| 22 | 向井 綾子 | (8) 宮代町PTA連絡協議会を代表する者 (百間小学校PTA会長) |
| 23 | 柴崎 記代子 | (9) 宮代町職員 (子育て支援課長) |
| 24 | 山内 一生 | (9) 宮代町職員 (人権推進室長) |
| 25 | 上田 悟 | (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (SSW) |

【参考】宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例（抜粋）

令和5年3月28日 条例第1号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
- （2）学校職員
- （3）学校配置相談員
- （4）宮代町教育支援センター職員
- （5）警察関係者
- （6）児童福祉関係者
- （7）人権擁護委員
- （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
- （9）宮代町職員
- （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

《以下、省略》

議案第 1 1 号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について

別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第 3 条第 1 項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。

なお、委嘱期間は令和 7 年 6 月 1 日から点検評価を終えるまでの間とする。

別紙

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

任期 令和7年6月1日～点検評価終了まで

| | 氏 名 | 選 出 分 野 |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 小島 隆子 | 元小学校長 |
| 2 | 阿部 真理子 | 宮代町PTA連絡協議会 (百間中学校PTA) |
| 3 | 石田 俊幸 | 宮代町スポーツ協会 |

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第12号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和7年5月26日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

*印の方 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

| | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|----|--------|---------|---------------|
| 1 | 鈴木 仁志 | 学校医代表 | 町医師会長 |
| 2 | 平山 隆志 | 学校歯科医代表 | |
| 3 | 井浦 剛 | 薬剤師代表 | |
| 4 | 杉木 夏苗 | 保健所職員 | |
| 5 | 吉田 シゲ子 | 識見を有する者 | 食生活改善推進員協議会 |
| 6 | 金野 泰久 | 須賀小学校長 | |
| 7 | 竹内 知子 | 百間小学校長 | * |
| 8 | 高野 桂子 | 東小学校長 | |
| 9 | 山口 隆夫 | 笠原小学校長 | |
| 10 | 谷 義明 | 須賀中学校長 | |
| 11 | 栗原 利夫 | 百間中学校長 | |
| 12 | 石崎 徳幸 | 前原中学校長 | * |
| 13 | 島村 岬 | 保護者代表 | 東小学校PTA * |
| 14 | 鈴木 貴子 | 保護者代表 | 前原中学校PTA * |

<事務局>

小川 雅也 教育推進課副課長兼宮代町立学校給食センター所長
 嘉茂 達哉 教育推進課指導主事
 埜中 美也 教育推進課教育総務担当主任

<宮代町立学校給食センター>

大海 康輔 宮代町立百間中学校栄養教諭
 神田 莉果 宮代町立笠原小学校栄養教諭

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項
(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第13号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和7年5月26日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

*印の方 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

| | 氏 名 | 所 属 |
|----|----------|---------------------|
| 1 | 金野 泰久 * | 校長会の代表（須賀小学校 校長） |
| 2 | 渡辺 貴子 | 教頭会の代表（須賀中学校 教頭） |
| 3 | 田中 葉月 | 給食主任（須賀小学校教諭） |
| 4 | 内藤 淑恵 | 給食主任（百間小学校教諭） |
| 5 | 蓮見 長子 | 給食主任（東 小学校教諭） |
| 6 | 三枝 美紗都 | 給食主任（笠原小学校教諭） |
| 7 | 飛田 麻笑 | 給食主任（須賀中学校教諭） |
| 8 | 宇野 理沙 * | 給食主任（百間中学校教諭） |
| 9 | 植竹 正子 * | 給食主任（前原中学校教諭） |
| 10 | 秋山 佐登美 * | 養護部会の代表（百間中学校養護教諭） |
| 11 | 井浦 剛 | 学校薬剤師の代表 |
| 12 | 島村 岬 * | 保護者の代表（東小学校 P T A） |
| 13 | 野本 亜紀 * | 保護者の代表（須賀中学校 P T A） |
| 14 | 大海 康輔 | 栄養士（百間中学校栄養教諭） |
| 15 | 神田 莉果 * | 栄養士（笠原小学校栄養教諭） |

<事務局>

| | |
|-------|-------------------|
| 小川 雅也 | 教育推進課副課長兼給食センター所長 |
| 嘉茂 達哉 | 教育推進課指導主事 |
| 埜中 美也 | 教育推進課教育総務担当 主任 |

【資料】 宮代町学校給食研究委員会規則 (抜粋)

平成2年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

(目的及び設置)

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 学校給食の献立に関する事項
- (2) 学校給食の衛生、安全に関する事項
- (3) 学校給食の指導に関する事項
- (4) 学校給食の事務に関する事項
- (5) その他学校給食に関して必要な事項

(委員及び組織)

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食主任（各学校）
- (2) 栄養士
- (3) 校長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 保護者の代表
- (6) 養護部会の代表
- (7) 学校薬剤師の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(研究委員会の役員)

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第14号

宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和7年5月26日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱したいので、宮代町文化財保護委員会規則第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

宮代町文化財保護委員会委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

*印の方 任期 令和7年6月1日～令和8年3月31日

| | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|---|--------|--------------------|-----------|
| 1 | 中村 誠二 | 学識経験 ※考古学 | 町内在住 |
| 2 | 新井 浩文 | 学識経験 ※文献史学（戦国期） | 町内在住 |
| 3 | 長谷川 清一 | 学識経験 ※考古学、自然科学 | 町内在住 |
| 4 | 青木 秀雄 | 学識経験 ※考古学 | 町内在住 |
| 5 | 井上 海 | 学識経験 ※日本美術史学 | * 町内在住 |
| 6 | 荒木 謙勝 | 公募 | 町内在住 |
| 7 | 鈴木 晶 | 公募 | 町内在住 |

【参考】宮代町文化財保護委員会規則

平成18年3月31日 教委規則第4号

宮代町文化財保護委員会規則（昭和47年宮代町教委規則第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）第5条第2項の規定に基づき、宮代町文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は8人以内をもって組織する。

（任命等）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）公募による町民

2 委員会に特別の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 専門調査員は、学識経験等を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、公募による町民は連続6年を超えないものとする。

3 専門調査員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解職されるものとする。

（調査）

第5条 調査は、委員、専門調査員及び教育委員会事務局職員が行うものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

《以下、省略》